

宇環政第566号
平成31年(2019年)3月1日

山口県知事 村岡嗣政様

宇部市長 久保田后子

西沖の山発電所(仮称)新設計画 環境影響評価準備書
に関する意見について(回答)

平成30年(2018年)12月13日付け、平30環境政策第500号により照会がありました「西沖の山発電所(仮称)新設計画 環境影響評価準備書」に関する意見について、環境保全の見地から、下記のとおり意見を述べます。

記

本事業は、本市西沖の山地区に、総出力120万kW(60万kW×2基)の石炭火力発電所を新設するものである。他の発電方法と比べて、地球温暖化をはじめとする環境への影響が大きいといわれている石炭火力発電所を設置することから、施設の稼働に伴い、二酸化炭素、大気汚染物質及び排水による大気環境、水環境及び動植物への影響が懸念される。

石炭火力発電所を巡っては、地球温暖化対策に逆行するとして、国内外はもとより宇部市環境審議会や準備書に対する意見書等においても厳しい意見が相次いでいるが、事業者からは依然として納得のいく説明がなされていない。温室効果ガスを大量に排出する石炭火力発電所の新設について住民の理解を得るためには多くの課題がある。

事業者にあっては、2016年にパリ協定が発効し、我が国でも2050年までに温室効果ガスを80パーセント削減する目標を掲げていることについて真剣に向き合うべきであり、それでも本事業において石炭を燃料として選択するのであれば、環境保全に係る諸課題に対して、その解決に向けた具体的な取組を明らかにするとともに、石炭のばいじんによる甚大な公害問題を宇部方式により克服し、国連環境計画からグローバル500賞を受賞した歴史を持つ宇部市に石炭火力発電所を建設する理由について真摯に説明する必要がある。

1 全般的事項

- (1) 石炭火力発電に対する国内外の状況を十分認識し、石炭火力発電の得失と宇部市に石炭火力発電所を新設する理由について、分かりやすく丁寧な説明を評価書に記載すること。
- (2) 影響評価で用いた数値モデルの検証方法と検証結果を評価書に記載すること。
- (3) 定量的に数値が把握できる項目については、「可能な限り」といった曖昧な表現を避け、削減率などの数値を具体的に示した分かりやすい説明を評価書に記

載すること。

- (4) 環境影響評価の枠組みにとらわれず、住民等の関係者に対しては、事業の必要性及び環境への影響等について適切な機会を十分確保して、誠意を持って分かりやすく丁寧に説明を行い、理解を得られるように努めること。

2 個別的事項

(1) 大気環境

発電所の稼働に伴う硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん、重金属等の微量物質については、環境保全措置を講じることにより、周辺の大気環境に与える影響は少ないと記載されているが、大気汚染物質を現状より増加させることには変わりはない。住民の健康への影響について適切かつ十分な検討を行い、評価書に記載すること。

(2) 水環境

放水口から500m離れた海底でも40cm/s近い流速が生じると予測されている。一方、放流口近辺の現況調査では海面下2mでもほとんどの場合流速が20cm/s以下であることから、放水口前面数百mの範囲では海底付近の流速が現況の数倍になる可能性がある。底泥まき上げによる濁水発生やその漁業影響についても検討し、評価書に記載すること。

(3) 景観

煙突可視領域に宇部市景観計画における景観計画区域が含まれていることから、同区域からの眺望への影響についても検討し、評価書に記載すること。

(4) 動物・植物

温排水による1℃上昇域は海底でも放水口前面2kmに及ぶと予測されている。水温変化への適応力が高い潮間帯生物だけでなく、適応力があまり高くない底生動物や海藻草類についても、予測地域に広く分布していることを理由に影響が少ないとしているが、水温上昇域内については具体的に影響を検討し、評価書に記載すること。

(5) 温室効果ガス等

- ① 省エネ法に基づくベンチマーク指標については、2030年度の目標達成に向けて計画的に取り組み、確実に遵守するとともに、具体的な道筋についても検討し、評価書に記載すること。さらに、事業者がベンチマーク指標の目標を達成できないと判断した場合には、本事業の見直しを検討すること。
- ② 「電気事業における低炭素社会実行計画」に基づく温室効果ガスの排出削減の実現に向けて、バイオマスの混焼発電などの再生可能エネルギーの導入への取組について評価書に記載すること。
- ③ 二酸化炭素の回収、貯留及び利用技術(CCS、CCU等)について、国の検討状況や技術開発状況を踏まえ、導入に向けた検討を行い評価書に記載

すること。

- ④ 日本企業の環境技術を新興国や発展途上国に提供して温室効果ガスを削減する「2国間クレジット制度(JCM)」の活用を検討し、評価書に記載すること。

(6) その他

バイオマスの混焼にあつては、可燃ごみとして焼却処分されている木質バイオマスの利活用など、地域の廃棄物削減に寄与する取組の可能性についても検討し、評価書に記載すること。